平成２５年（フ）第３８号
福岡県飯塚市大分1221番地17
債務者　若松　　雄
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２４号
福岡県田川郡福智町金田1858番地４
債務者　梶尾　博司
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２８号
福岡県田川郡福智町金田1858番地４
債務者　梶尾　　恵
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県田川郡福智町伊方2457番地４
債務者　吉田　沙織（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４０号
福岡県田川郡川崎町大字川崎236番地の35
債務者　米谷　彌子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５２９号
大分市六坊南町１番42号
債務者　小野　葉子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
大分市三佐２丁目５番26号　エスペランサ・サキB201
債務者　利光　新子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
大分市金池南１丁目11番３―311号　ブルーハイツ上野丘
債務者　内田　　郁
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
大分市金池南１丁目11番３―311号　ブルーハイツ上野丘
債務者　内田タズ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
宮崎市大字田吉177番地
債務者　湯淺　智子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４７号
宮崎県日向市新生町２丁目110番地、住民票上の住所宮崎県日向市美々津町4534番地１
債務者　渡邉　容子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３４号
宮城県栗原市栗駒中野田町西168番地５
債務者　長谷川征伍
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
秋田市下北手松崎字碇り31番地15　オアーゼM102、前住所秋田市横森３丁目１番14号サイレントハウス105号
債務者　長谷川善行（旧姓江橋）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘２丁目51番地１第２紋谷荘12号室
債務者　西出　秀子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２３号
石川県加賀市片山津町ス丙６番地２　コーポ白峰７号室
債務者　北川　雅靖
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２４号
石川県加賀市片山津町ス丙６番地２　コーポ白峰７号室
債務者　北川美奈子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第８号
石川県羽咋郡宝達志水町御舘ロ102番地
債務者　清水　美晴
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
金沢地方裁判所七尾支部